

# 令和 2 年度 税制改正要望事項

令和元年 8 月  
厚生労働省

# 目 次

<健康・医療>	1
<子ども・子育て>	2
<医療保険>	3
<介護>	3
<雇用>	4
<年金>	4
<生活衛生>	5
<その他>	5

\*印を付している項目は他省庁が主管で要望をしている項目

### ○ 医師少数区域等に所在する医療機関への税制上の優遇措置の創設

〔不動産取得税、固定資産税〕

2018年の医療法等の改正により、医師少数区域等において一定期間勤務した医師を厚生労働大臣が認定する制度が創設されたことに伴い、医師少数区域等に所在し、認定を取得した医師が一定程度勤務する医療機関に対する不動産取得税及び固定資産税の軽減措置を講ずる。

### ○ 地域医療構想実現に向けた税制上の優遇措置の創設（病院の再編統合など病床機能の分化・連携支援）

〔不動産取得税、固定資産税〕

地域医療構想を推進するため、地域の医療機関間での医療機能毎の再編統合による資産等の取得等が行われた場合に、不動産取得税及び固定資産税を減免する税制措置等を講ずる。

### ○ 医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置の延長等

〔相続税、贈与税〕

医療法上の持分なし医療法人への移行計画の認定制度を前提とした特例措置について、その適用期限の延長等の措置を講ずる。

### ○ 医師少数区域等における医療法人の承継税制の創設

〔相続税、贈与税〕

地域医療の確保の観点から、医師少数区域等にある持分あり医療法人については、医業継続に係る特例措置（相続税、贈与税の猶予等）の期間の延長等の措置を講ずる。

### ○ 基金拠出型医療法人における負担軽減措置の創設

〔所得税、個人住民税〕

持分なし医療法人への移行を促進するため、持分あり医療法人から基金拠出型医療法人へ移行する際、基金が払い戻しされるまでの間、みなし配当課税を納税猶予する特例措置を講ずる。

### ○ 薬機法改正による課徴金納付命令の導入に伴う所要の措置

〔所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税〕

法人税法の本則において措置されている不正行為等に係る費用等の損金不算入及び所得税法の本則において措置されている家事関連経費等の必要経費不算入等について、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律において新設する課徴金を追加する。

## ○ 医療等情報の連結推進に向けた被保険者番号の活用に係る税制上の所要の措置

〔法人税、消費税、法人住民税、事業税、地方消費税〕

健康寿命の更なる延伸等のため、個人単位化される被保険者番号を活用した医療等分野の情報の連結の仕組みの検討を行い、その結果を踏まえ、税制上の所要の措置を講じる。

## ○ マイナポータルを活用した医療費控除の申告手続きの簡素化

〔所得税、個人住民税〕

マイナポータルへの医療費情報の掲載等を活用し、医療費控除の申告手続きを簡素化する措置について検討を行い、その結果を踏まえ、税制上の所要の措置を講じる。

## ○ 健康サポート薬局に係る税制措置の延長等

〔不動産取得税〕

地域住民による主体的な健康の維持・増進を積極的に支援する健康サポート薬局の取組を推進するため、中小企業者が健康サポート薬局の用に供する不動産を取得した場合における、不動産取得税を減免する特例措置について、その適用期限を2年延長する等の措置を講ずる。

## ○ 社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置の存続

〔事業税〕

社会保険診療の高い公共性に鑑み、社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置を存続する。

## ○ 医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る事業税の軽減措置の存続

〔事業税〕

医療事業の安定性・継続性を高め、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保に資する医療法人制度を維持するため、医療法人の社会保険診療報酬以外の部分に係る事業税の軽減措置を存続する。

## 子ども・子育て

## ○ 認可外保育施設の利用料に係る消費税の非課税措置の拡充

〔消費税、地方消費税〕

消費税が非課税とされている認可外保育施設の利用料について、非課税対象を拡大し、指導監督基準を満たした認可外の居宅訪問型保育事業等の利用料についても非課税とする。

## ○ ひとり親に対する税制上の対応の検討

〔所得税、個人住民税〕

子どもの貧困に対応するため、婚姻によらないで生まれた子を持つひとり親に対する更なる税制上の対応の要否等について検討し、結論を得る。

## ○ 子育て支援に要する費用に係る税制措置の創設

〔所得税、個人住民税〕

仕事と家庭の両立を支援するため、0歳～2歳の子どもを持つ一定の世帯が、認可保育所への入所の希望がかなわず、やむを得ず認可外保育施設（ベビーシッターを含む）を利用する場合に、その費用の一部を税額控除の対象とする措置を講ずる。

## 医療保険

## ○ 国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し

〔国民健康保険税〕

- ① 国民健康保険税の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の限度額の見直しを行う。
- ② 低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得について、経済動向等を踏まえ、所要の見直しを行う。

## ○ 個人所得課税の見直しを踏まえた国民健康保険税の見直し

〔国民健康保険税〕

令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直しにおいて、給与所得控除や公的年金控除から基礎控除へ10万円の振替等を行うことにより、国民健康保険税の負担水準に関して意図せざる影響や不利益が生じないように、被保険者に係る所得等について所要の見直しを行う。

## 介護

## ○ 介護保険法等の改正に伴う税制上の所要の措置

〔所得税、法人税、登録免許税、相続税、贈与税、消費税、印紙税、国税徴収法、個人住民税、法人住民税、事業税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、地方消費税、都市計画税、国民健康保険税〕

介護保険制度について社会保障審議会介護保険部会等において見直しの検討を行っており、その検討結果を踏まえて税制上の所要の措置を講じる。

## 雇用

### ○ 雇用保険制度の見直しに伴う税制上の所要の措置

〔所得税、個人住民税等〕

雇用保険制度の在り方について、労働政策審議会において検討を行い、その結果等を踏まえて、所要の措置を講ずる。

### ○ 障害者を多数雇用する場合の機械等の割増償却制度の適用期限の延長

〔所得税、法人税〕

障害者の雇用の機会を拡大し、その雇用を維持する観点から、障害者を多数雇用する事業主が取得した機械、設備等に係る割増償却制度について、その適用期限を2年延長する。

### ○ 労災保険制度の見直しに伴う税制上の所要の措置

〔所得税、個人住民税等〕

複数就業者に係るセーフティネットを拡充する観点から、複数就業者に係る労災保険制度の在り方について、労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会における検討結果に基づき、所要の改正を行う。

## 年金

### ○ 企業年金・個人年金制度等の見直しに伴う税制上の所要の措置

〔所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税〕

企業年金・個人年金制度等については、現在、社会保障審議会において議論を行っており、その結果等を踏まえて税制上の所要の措置を講ずる。

### ○ 企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長

〔法人税、法人住民税〕

企業年金等の積立金に対する特別法人税について、これらの普及を図るため及び健全な運営を確保するため、これらの積立金に対する特別法人税を撤廃する。（撤廃に至らない場合、課税停止措置の延長を行う。）

## 生活衛生

### ○ 交際費課税の特例措置の延長

〔法人税、法人住民税、事業税〕

飲食費の50%を損金算入できる特例措置（中小企業・大企業）及び交際費（飲食費や贈答品の費用等）を800万円までは全額損金算入できる特例措置（中小企業のみ）について、その適用期限を2年延長する。

### \* ○ 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長

〔所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税〕

従業員1,000人以下の中小企業者等が取得価額30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の年間の取得価額の合計額300万円を限度として、全額損金算入できる特例措置について、その適用期限を2年延長する。

### \* ○ 中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の延長

〔登録免許税、不動産取得税〕

中小企業等経営強化法に基づく認定経営力向上計画に従って、事業の再編・統合を行った際に承継した不動産に係る登録免許税等を軽減する措置について、その適用期限を2年延長する。

### \* ○ 第三者への事業承継の促進に資する税制措置の創設

〔所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税〕

中小企業における後継者不足への対策として、親族以外の第三者への事業承継を促進するための税制措置を講ずる。

## その他

### ○ 社会福祉法人制度等の見直しに伴う税制上の所要の措置

〔所得税、法人税、消費税、相続税、贈与税、地価税、登録免許税、印紙税、個人住民税、法人住民税、事業税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、地方消費税〕

社会福祉法人の事業の協働化・大規模化の促進方策等について、検討会及び社会保障審議会福祉部会において検討を行い、その結果等を踏まえて税制上の所要の措置を講ずる。

**\*○ 個人が学校法人等に対して寄附を行った場合における税額控除の控除率の引上げ**

〔所得税〕

個人が社会福祉法人に対して寄附を行った場合における税額控除制度について、その控除額算定上の控除率を現行の 40%から 45%に引き上げる。

**\*○ 認定 NPO 法人等の PST 算定における休眠預金等からの助成金の除外**

〔所得税〕

寄附者が税額控除を受けることができる社会福祉法人の認定について、休眠預金等活用制度が影響を及ぼさないよう、その要件（PST 要件）の改正を行う。